

# 『今治市スタートアップ創業支援補助金』よくあるご質問

令和6年12月1日版

番号	分類	質問	回答
1	申請全般	申請期間はいつからいつまでですか。	地域課題解決開業支援事業: 令和6年5月30日(木) ~ <b>令和6年12月27日(金)まで</b> 高付加価値産業創出事業: 令和6年5月30日(木) ~ 令和6年11月29日(金)まで <b>※申請期間を再度延長しました。</b>
2	申請全般	申請書類はどこで入手できますか。	今治市役所産業振興課のホームページからダウンロードできます。 URL: <a href="https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/startup/">https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/startup/</a>
3	申請全般	申請書類の提出先はどこですか。	今治市役所産業振興課にご提出ください。 郵送で提出する場合の宛先は、募集要領 P1 又は P7 をご確認ください。
4	申請全般	申請書類等で押印が必要な箇所はありますか。	申請書類等には押印の必要がありません。ただし、補助対象経費に係る見積書の写しにつきましては、購入予定先の押印があるものをご提出ください。
5	申請全般	補助金の申請から交付までの流れを教えてください。	申請→審査(※)→交付決定→補助対象事業実施→実績報告→補助金交付 ※審査については、地域課題解決開業支援事業は書類審査を、高付加価値産業創出事業は書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施します。
6	申請全般	早く申請した方がよいですか。	地域課題解決開業支援事業については、予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合がございます(先着順)。申請に必要な書類が備わったものから順に受付を行いますので、書類の不備等があった場合は受付が認められませんので、ご注意ください。 なお、高付加価値産業創出事業については、期間内に申請があった申込者全員を対象としたプレゼンテーション審査を実施いたしますので、先着順ではありません。
7	申請全般	創業資金融資の融資決定が未だされてないのですが補助金を申請できますか。	申請可能です。ただし、申請時点において創業資金融資に係る事業計画を作成し、かつ金融機関等へ創業資金融資の申込みを完了している必要があります。
8	申請全般	(高付加価値産業創出事業について)プレゼンテーションの審査方法について教えてください。	プレゼンテーションを約10分間実施し、終了後、約10分間の審査委員による質疑応答時間を設ける予定です。
9	申請書類	見積書はアマゾンや楽天市場などの通販サイトのページを印刷したものでも可能ですか。(備品購入費)。	セールや在庫状況等により、申請後に金額が変動する可能性があり、有効期限が明確でないため、当該金額が確認できた場合でも不可とします。
10	申請書類	特定創業支援事業を今治市以外の自治体で受け、証明書を受領しているが、支援の対象となりますか。	他の自治体で特定創業支援事業の証明を受けた場合であっても、支援の対象となります。また、特定創業支援事業による支援を申請時から起算して過去2か年の間に受け、交付された証明書について有効といたします。

# 『今治市スタートアップ創業支援補助金』よくあるご質問

令和6年12月1日版

11	申請書類	完納証明書について、いつ時点で取得したものでも可能ですか。	本補助金を申請するにあたり、市税の滞納がないことを条件としておりますので、申請日より直近1ヶ月以内に取得した完納証明書のご提出をお願いいたします。
12	交付対象者	どのような事業者が補助対象者となりますか。	<p>○地域課題解決開業支援事業</p> <p>事業を営んでいない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始する、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内に住所を有する者</li> <li>2. 市内に事業所を設置しようとする者</li> <li>3. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者</li> <li>4. 創業資金融資を受ける者</li> <li>5. 市税を滞納していない者(個人申請の場合のみ)</li> </ol> <p>○高付加価値産業創出事業</p> <p>事業を営んでいない法人であって、これから高付加価値産業分野で起業しようとする法人(事業承継及び第2創業含む)で、次に掲げる要件を全て満たす法人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内に事業所を設置しようとする法人</li> <li>2. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する法人(事業承継及び第2創業は除く)</li> </ol> <p>※各対象者について、一部対象外となる場合がございますので、募集要領5ページの交付対象者を必ずご参照ください。</p>
13	交付対象者	事業を営んでいないことが条件であるが、具体的に事業開始日はいつを基準としますか。	<p>本制度における事業開始日の基準として、個人事業であれば開業届を税務署へ提出した日を、法人であれば法人登記が完了した日といたします。</p> <p>よって、本補助金の募集開始日(5/30)以降に事業を開始される方について、本補助金を申請することができます。</p> <p>また、交付決定前着手届を提出いただくことによって、令和6年度4月1日以降に事業を開始された方についても、本補助金を申請することができます。</p>
14	交付対象者	市外で事業所を営んでおり、事業拡大のため市内に新しい店舗の設立を計画しています。本補助金を申請することはできますか。	質問番号 12 のとおり、事業を営んでいない個人又は法人に該当しないため、本補助金を申請することはできません。
15	交付対象者 【地域課題解決開業支援事業】	個人事業主ですが、現時点で市外で事業所を営んでおり、市内に事業所を移して補助金申請を検討しているが、補助対象となりますか。	個人申請の場合は、申請時点で市内に事業所を移し、市内で事業所を設置していることが確認できる書類(開業届の変更届等)が提出できるのであれば対象とします。その場合、完納証明書は前自治体で取得してください。

# 『今治市スタートアップ創業支援補助金』よくあるご質問

令和6年12月1日版

16	交付対象事業 <b>【地域課題解決 開業支援事業】</b>	地域課題解決事業の分野とは 何ですか。	地域課題解決事業の分野とは、本市の直面している地域課題の解決に関連する事業で、人口減少対策・まちづくりの推進・DXの推進・社会福祉・子育て支援・地域の魅力発信等の分野となります。
17	交付対象事業 <b>【高付加価値産業創出事業】</b>	「デジタル技術等」について具体的に教えてください	本補助制度における”デジタル技術等”とは、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する先進的なデジタル技術を指します。 (1) AI技術(自動運転、スマートファクトリー、ロボット、遠隔医療など) (2) ドローン技術 (3) 生体認証技術 (4) 3D印刷技術 (5) その他市長が認める先進的なデジタル技術
18	交付対象事業 <b>【高付加価値産業創出事業】</b>	「高付加価値産業創出事業」の具体的な事例を教えてください	<b>【事例①】</b> AI技術を活用し、飼育する肉牛の体調管理をデジタルで行い、肉牛の異常を早期発見することで、突然死による収益損失の防止に取り組む事業 <b>【事例②】</b> ドローン技術を活用し、農園内で農薬を自動散布するシステムを構築し、高齢化が進む農家の作業負担の軽減に取り組む事業 <b>【事例③】</b> 過疎地への配送需要増加のため、山間部や離島地域にドローン配送を行う事業 <b>【事例④】</b> 3D印刷技術を活用し、各患者に最適な人工骨、義歯・入れ歯など歯科技工物を作成し、医療現場へ提供する事業 <b>※ただし、上記取り組み内容を以て本補助金へ申請した場合、必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。</b>
19	交付対象事業 <b>【高付加価値産業創出事業】</b>	飲食店を新たに開業し、店内へ自動掃除ロボットを導入し、省人化に取り組む事業を計画していますが、高付加価値産業創出事業に該当しますか。	高付加価値産業創出事業に該当するためには、 ①デジタル技術等を活用していること ②今治市における先進的な取り組みであること ③単に既存のデジタル製品やサービスを使用する取り組みではないこと の3点に該当する必要があります。 質問での事例は、②③の条件に合致しないため、高付加価値産業創出事業には該当いたしません。計画されている事業内容が高付加価値産業創出事業に該当するか否か明確でない場合は、直接産業振興課までご連絡ください。(産業振興課 TEL:0898-36-1540)

# 『今治市スタートアップ創業支援補助金』よくあるご質問

令和6年12月1日版

20	<p>交付対象事業 【高付加価値産業創出事業】</p>	<p>飲食店を新たに開業し、店内へPOSレジを導入し、キャッシュレス化に取り組む事業を計画していますが、高付加価値産業創出事業に該当しますか。</p>	<p>高付加価値産業創出事業に該当するためには、</p> <p>①デジタル技術等を活用していること ②今治市における先進的な取り組みであること ③単に既存のデジタル製品やサービスを使用する取り組みではないこと</p> <p>の3点に該当する必要があります。</p> <p>質問での事例は、②③の条件に合致しないため、高付加価値産業創出事業には該当いたしません。計画されている事業内容が高付加価値産業創出事業に該当するか否か明確でない場合は、直接産業振興課までご連絡ください。(産業振興課 TEL:0898-36-1540)</p>
21	<p>補助対象経費</p>	<p>汎用性のあるパソコン・タブレット等事務用機器は補助対象となりますか。</p>	<p>募集要領 P6 (6.補助対象経費)の備品購入費に該当いたします。単価1万円以上の備品類等の購入費が対象となります。</p>
22	<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費の支払い方法について、手形等は可能ですか。</p>	<p>募集要領 P8 (12.留意事項④)のとおり、現金決済または、銀行振込みで行ってください。小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、カード決済は原則認められません。</p>
23	<p>申請全般</p>	<p>仮に資本金が1億円あっても、創業資金融資に係る借入は必要となりますか。</p>	<p>創業資金融資に係る借入が申請条件となるため必要となります。</p> <p>ご質問のとおり、起業・創業に係る資本金が潤沢である場合、融資借入の必要性が皆無とのご意見もございますが、金融機関等への融資申込及び融資の実行は、事業計画性の一定以上の高さを担保するものであり、書類審査においても重要な条件であると考えております。</p> <p>また、今治市では上島町との連携により創業支援等事業計画を策定し、金融機関や商工会議所他支援機関とのネットワークを構築し、成果の上がる創業支援等に向け、各機関との一体的な連携を図ることを目的として、創業資金融資に係る借入を申請条件としております。</p> <p>今治市・上島町創業支援等事業計画</p> <p>URL: <a href="https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/sogyosien/gaiyou.pdf?1">https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/sogyosien/gaiyou.pdf?1</a></p>
24	<p>申請全般</p>	<p>現在、特定創業支援等事業を受けている。現時点で受講が完了していないが、本補助金へ申請することは可能ですか。</p>	<p>申請可能です。特定創業支援事業を受けたことの証明を産業振興課へ申請し、実績報告書の提出の際に証明書(写し)をご提出ください。</p> <p>産業振興課 HP: <a href="https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/sogyosien/tokuteisogyosien.html">https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/sogyosien/tokuteisogyosien.html</a></p>
25	<p>申請全般</p>	<p>(高付加価値産業創出事業について)プレゼンテーション審査では、どのような点に関し審査・評価が行われるか教えてください。</p>	<p>次の2段階で、審査・評価を行います。</p> <p><b><u>I.以下の必須要件について【 適している・ 適していない 】を審査いたします。</u></b></p> <p>①デジタル技術等を活用し、新たな社会システムの構築に資する先進的な取り組みか ②今治市内での先進的な取り組みか</p> <p><b>※①②のいずれかが【適していない】と評価された場合、交付対象事業と認められません。</b></p> <p><b><u>II.以下の評価項目について点数化し審査いたします。</u></b></p> <p>(1)継続性・信頼性 ・事業計画が適切であるか。(資金面・収支面等)</p> <p>(2)技術面</p>

# 『今治市スタートアップ創業支援補助金』よくあるご質問

令和6年12月1日版

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたり、必要な技術的能力や経験を有しているか。</li> </ul> <p>(3)事業化面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施のための体制(人材、事務処理能力等)となっているか。</li> <li>・収益率の増加が見込まれる事業であるかどうか。</li> </ul> <p>(4)地域への波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できるか。</li> <li>・地域の機関・団体(金融機関、商工会議所など)や地元事業者等との連携が期待され、域内の経済的波及効果を及ぼすことが可能か。</li> </ul> <p><b>応募多数となった場合、審査Ⅱにおいて各評価項目の合計点数が高い事業者より順に交付決定を行います。</b></p>
26	交付対象事業	リサイクル業での開業を検討しておりますが、本補助金の交付対象事業となりますか。	本補助制度において、業種の指定はないため、本補助金の交付対象事業に該当いたします。募集要領 P5(3.交付対象事業)をご確認いただき、地域課題解決開業支援事業及び高付加価値産業創出事業に適合する事業を交付対象事業といたします。
27	補助対象経費	(事業拠点費について)現在、市外に住んでおり、今治市内での開業を検討している。開業場所を決定するために現地調査を行う拠点として、市内のアパート等の賃貸を計画している。この場合における賃料は、本補助制度における補助対象経費となりますか。	この場合、補助対象経費として認められません。本補助制度が想定する事業拠点費とは、開業場所として事業計画している不動産賃貸に係る家賃を補助対象といたします